

川越市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照

改 正 案 現 行

(派遣団体等)

第二条 派遣条例第二条第一項及び処遇特例条例第二条第一項に規定する規則で定める団体は、次のとおりとする。

- 一 公益社団法人川越市シルバー人材センター
- 二 公益社団法人小江戸川越観光協会
- 三 公益財団法人川越市施設管理公社
- 四 社会福祉法人川越市社会福祉協議会

(派遣団体等)

第二条 派遣条例第二条第一項及び処遇特例条例第二条第一項に規定する規則で定める団体は、次のとおりとする。

- 一 公益社団法人小江戸川越観光協会
- 二 公益財団法人川越市施設管理公社
- 三 社会福祉法人川越市社会福祉協議会